入 札 （ 見 積 ） 心 得 書（電子入札用）

（目的）

第１条　独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が締結する工事、測量、調査、設計その他の請負契約に関する競争入札及び見積りその他の取扱いについては、この心得の定めるところにより行う。

（入札保証金）

第２条　競争入札に参加しようとする者は、入札執行前に、見積金額の100分の５以上の額で機構が定める額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

（入札又は見積り）

第３条　指名通知書により機構から通知を受けた者（以下「入札参加者等」という。）は、請負契約書（機構が特に指定した工事については、「契約不適合等に関する覚書」を含む。以下同じ。）案、図面、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下同じ。）及び現場等を熟覧の上、所定の書式による入札書又は見積書により入札又は見積りをしなければならない。この場合において、仕様書、図面及び契約書等につき疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

２　入札書は、別添１の入力画面上において作成し、広告、公示又は通知書に示した時刻までに電子入札システムにより提出するものとする。

３　入札書又は見積書は、発注者においてやむを得ないと認めたときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合には、二重封筒とし、表封筒に入札書又は見積書在中の旨を朱書し、中封筒に工事名及び入札又は見積り日時を記載し、発注者あての親書で提出しなければならない。

４　前項の入札書又は見積書は、入札又は見積り執行日の前日までに到着しないものは無効とする。

５　入札参加者等が代理人をして入札又は見積りをさせるときは、その委任状を提出しなければならない。

６　入札参加者等又は入札参加者等の代理人は、同一事項の入札又は見積りに対する他の入札参加者等の代理をすることはできない。

７　入札参加者等は、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者ではないこと、また、将来においても該当しないことを誓約しなければならず、入札（見積）書の提出をもって誓約したものとする。

（入札の辞退）

第３条の２　入札参加者等は、入札書の提出前においては、入札又は見積り執行の完了に至るまでは、いつでも入札又は見積りを辞退することができる。

２　入札参加者等は、入札又は見積りを辞退するときは、辞退届を別添２の

入力画面上において作成の上電子入札システムにより提出し、又は次の各号に掲げるところにより、書面にて提出するものとする。

一　入札又は見積り執行前にあっては、所定の書式による入札（見積）辞退書を発注者に直接持参し、又は郵送（入札又は見積り執行日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

二　入札又は見積り執行中にあっては、入札（見積）辞退書又はその旨を明記した入札書若しくは見積書を、入札又は見積りを執行する者に直接提出して行う。

３　入札又は見積りを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第３条の３　入札参加者等は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

２　入札参加者等は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者等と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

３　入札参加者等は、落札者の決定前に、他の入札参加者等に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

（内訳明細書）

第４条　入札又は見積りに当たっては、予め入札又は見積金額の見積内訳明細書を用意しておかねばならない。

（入札又は見積りの取りやめ等）

第５条　入札参加者等が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札又は見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者等を入札若しくは見積りに参加させず、又は入札若しくは見積りの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（入札書又は見積書の引換の禁止）

第６条　入札参加者等は、入札書をいったん入札箱に投入し、又は見積書を提出した後は、開札又は開封の前後を問わず、引換え、変更又は取消しをすることはできない。

（入札又は見積りの無効）

第７条　次の各号の一に該当する入札又は見積りは無効とし、以後継続する当該入札又は見積りに参加することはできない。

一　委任状を提出しない代理人が入札又は見積りをなしたとき。

二　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。

三　入札又は見積金額の記載を訂正したとき。

四　入札者又は見積者（代理人を含む。）が電子認証書を取得していないとき

五　再度の入札又は見積りにおいて、前回の最低入札金額と同額又はこれを超える金額をもって入札又は見積りを行ったとき。

六　１人で同時に２通以上の入札書又は見積書をもって入札又は見積りを行ったとき。
七　明らかに連合によると認められるとき。
八　第３条第７項に定める暴力団排除に係る誓約について、虚偽と認められるとき。
九　前各号に掲げる場合のほか、機構の指示に違反し、若しくは入札又は見積りに関する必要な条件を具備していないとき。

（開札等）

第８条　開札は、第３条第１項の通知書に示した日時に行い、開札後直ちに入札参加者に対して、電子入札システムにより落札者決定通知書を別添３の入力画面上に作成の上送付するものとする。

２　見積りは、見積書提出後、前項の規定を準用して行う。

（落札者の決定）

第９条　競争入札による場合は、開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格により入札した者を落札者とする。ただし、予定価格が1,000万円を超える場合において、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、その者に代えて、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２　前項ただし書に該当する入札を行った者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査に協力しなければならない。

３　見積りは、予定価格の制限の範囲内で、価格その他の事項が機構にとって最も有利な申込みをした者を契約の相手方とする。

（再度の入札又は見積り）

第10条　開札又は見積りの結果、落札者がないときは、契約担当役等が指定する日時において再度の入札又は見積りを行なうものとする。

２　前項の再度の入札又は見積りは、原則として１回を限度とする。

（同価の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第11条　落札となるべき同価格※の入札をした者が２人以上あるときは、電子くじ等により落札者を決定するものとする。

※総合評価方式の場合は、価格を評価値に置き換えるものとする。

（契約保証金）

第12条　落札者は、落札決定後速やかに契約金額の10分の１以上の額で機構が定める額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

（入札参加者等の制限）

第13条　次の各号の一に該当する者は、その事実のあった後２年間競争入札又は見積りに参加することができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に履行を粗雑にし、又は工事材料の品質若しくは数量に関し、不正の行為があった者

二　公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

六　前各号の一に該当する事実があった後２年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（現場説明）

第14条　理由なく現場説明書等を受領しない者は、入札又は見積りの希望がないものと認め、入札又は見積りに参加することができない。

（契約書等の提出）

第15条　落札者は、落札決定の日から７日以内に契約書又は請書を提出しなければならない。ただし、予め発注者の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

２　落札者が前項の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。この場合入札保証金のあるときは、落札者の入札保証金は機構に帰属するものとする。

３　契約書の作成を要しない場合においては、落札者は、落札決定後すみやかに請書その他これに準ずる書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。

（異議の申立）

第16条　入札参加者等は、入札又は見積り後この心得書、仕様書、図面、契約書案及び現場説明書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

以　上

別　添１

CALS/EC - Internet Explorer
街に、ルネッサンス
UR都市機構
2016年11月26日 13時49分
CALS/EC 電子入札システム
入札情報サービス
電子入札システム
検証機能
説明要求
簡易案件検索
調達案件検索
調達案件一覧
入札状況一覧
登録者情報
保存データ表示
入札書
発注者名称 首都圏ニュータウン本部
案件番号 523014010020160001
案件名称 平成○○年度○○工事案件
執行回数 1回目
締切日時 平成28年11月26日 14時00分
入札金額
（入力欄） （表示欄）
50000000 円(税抜き) 50,000,000 円(税抜き)
5000万 円(税抜き)
くじ入力番号 123
本案件について上記金額にて入札書を提出します。
内訳書 D:¥資料¥添付¥添付ファイル.txt
企業ID 5230000000000019
企業名称 (株)○○業者01
氏名 代表 太郎
＜連絡先＞
商号(連絡先名称) ○○部
氏名 代表 太郎
住所 ○○○○市××町△丁目１－１－１
電話番号 03-3333-0002
E-Mail test@test.com
印刷を行ってから、入札書提出ボタンを押下してください
印刷
入札書提出
戻る

別　添２

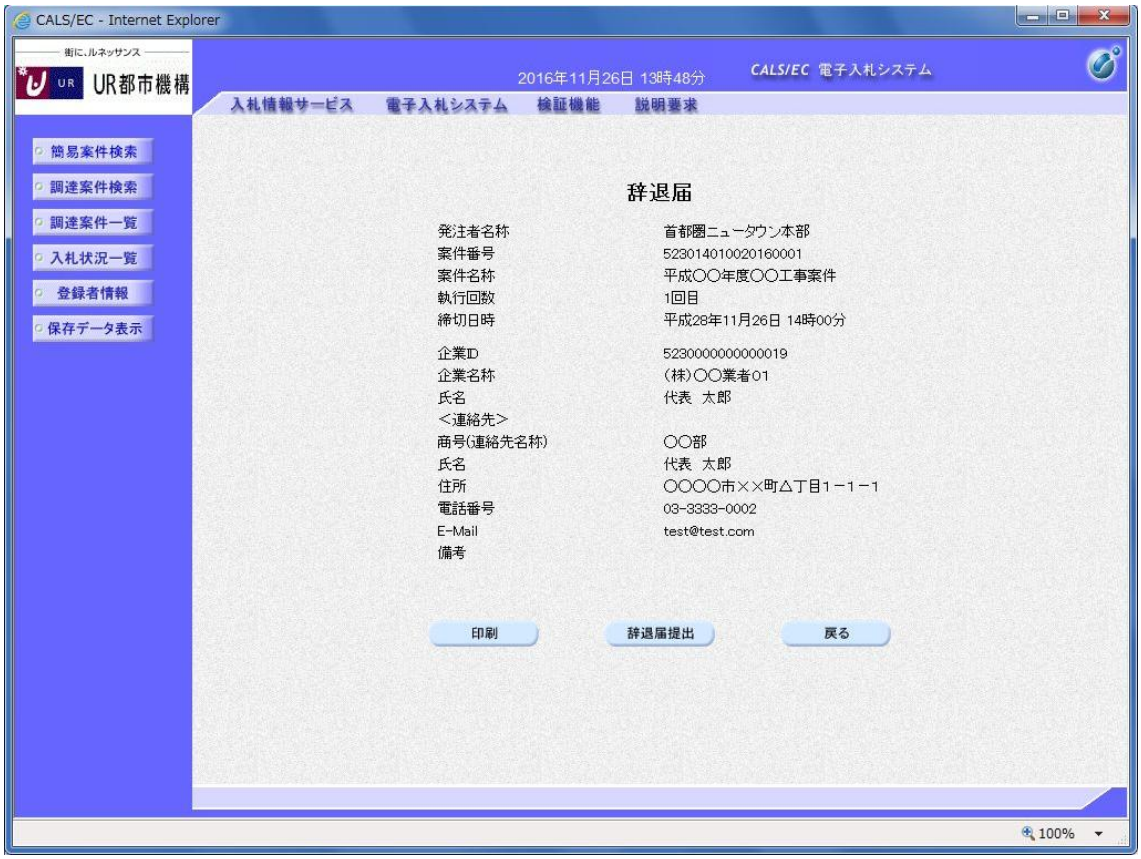
CALS/EC - Internet Explorer
街に、ルネッサンス
UR都市機構
2016年11月26日 13時48分
CALS/EC 電子入札システム
入札情報サービス
電子入札システム
検証機能
説明要求
簡易案件検索
調達案件検索
調達案件一覧
入札状況一覧
登録者情報
保存データ表示
辞退届
発注者名称 首都圏ニュータウン本部
案件番号 523014010020160001
案件名称 平成○○年度○○工事案件
執行回数 1回目
締切日時 平成28年11月26日 14時00分
企業ID 5230000000000019
企業名称 (株)○○業者01
氏名 代表 太郎
＜連絡先＞
商号(連絡先名称) ○○部
氏名 代表 太郎
住所 ○○○○市××町△丁目1－1－1
電話番号 03-3333-0002
E-Mail test@test.com
備考
印刷
辞退届提出
戻る
100%

別　添３

CALS/EC - Internet Explorer
街に、ルネッサンス
UR都市機構
2016年11月26日 14時10分
CALS/EC 電子入札システム
入札情報サービス
電子入札システム
検証機能
質問回答
新規案件登録
案件連携取込
過去案件複写
業務支援検索
調達案件検索
総合案件一覧
調達案件一覧
申請受付一覧
審査一覧
入札案件一覧
受付状況一覧
内訳書一覧
評価点登録
状況登録
事後審査
結果登録
入札書（見積書）一覧
資格審査（落札候補）
案件進捗一覧
平成28年11月26日
契約担当役
本部長
○○ 太郎
落札者決定通知書
下記案件について、下記の者が落札した旨通知いたします。
記
案件番号 5230140100201600 01
案件名称 平成○○年度○○工事案件
開札日時 平成28年11月26日 14時07分
落札企業名称 （株）○○業者02
落札金額 50,000,000 円（税抜き）
備考
発行
戻る
100%